

基本文書

# 助産の定義

2025年改訂版

助産は助産師の専門業務であり(1)、助産師だけが助産を実践する。また、助産は知識と技術と専門職としての姿勢からなる独自の体系を有する。この体系は、保健科学（ヘルスサイエンスでも可）や社会学など他の医療専門職と共有する学問分野から導かれているが、自律性、パートナーシップ、倫理、説明責任という原則に基づき、助産師によって実践されるものである。助産のプロフェッショナル・フレームワークでは、この専門職を様々な側面から定義している。

助産は、女性、性的に多様な人々、新生児に対するケアのアプローチであり、助産師は以下を行う。

- 性と生殖に関する健康、避妊、家族計画に関する教育を行い、避妊薬を投与し（実践範囲内で）、包括的なケアを提供する。
- 妊娠、出産、産後期と新生児期における正常な生物的・心理的・社会的・文化的プロセスを最適化すること。

- 女性一人一人の状況と意見を尊重し、女性とのパートナーシップを組んで活動すること。
- 女性が自らとその家族のためにケアを行う個人的能力を高めること。
- すべての女性の個別のニーズを満たす全人的なケアを提供するため、必要に応じて他の助産師や他の医療専門職と協力すること。

助産ケアは、自律的な助産師によって提供され、ICMの「助産師の国際定義および実践範囲」、およびICMの「助産実践に必須のコンピテンシー」に基づき、実践範囲をすべて行うことができる。助産の実践能力（知識、技術、姿勢）は、助産師が身に付け、実践するものでありICMの「助産師教育の世界基準」(2)を満たす就業前/登録前の助産教育プログラムを通じて養成される。

「助産師」の職名がまだ保護されていない一部の国では、その他の医療専門職（特に、看護師、医師や助産関連職〔これには地域の医療職従事者や妊産婦支援者が含まれる〕）が、性と生殖・妊産婦・新生児・思春期の健康（SRMNAH）の生涯にわたるケアの提供に関与している場合もある。これらの医療専門職は助産師ではないため助産師のコンピテンシー一式を十分に備えておらず、提供されるのは助産ケアではなく、SRMNAHケアの特定の側面にとどまる。

## 文献

- (1) International Confederation of Midwives. 2024. International Definition and Scope of Practice of the Midwife. Available at:  
<https://internationalmidwives.org/resources/international-definition-of-themidwife/>
- (2) International Confederation of Midwives. 2021. Global Standards for Midwifery Education. Available at:  
<https://internationalmidwives.org/resources/globalstandards-for-midwifery-education/>

**2017年、トロント国際評議会にて採択**

2025年、オンライン国際評議会にて見直し・採択

次回の見直し予定：2030年

「Definition of Midwifery」の原文については、ICMが著作権を有します。CC BY-NC-SA 4.0の下で公開されていますので、原文の転載引用等については、このライセンスにしたがってください。

日本語版は、ICM会員団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会が、CC BY-NC-SA 4.0に基づき翻訳しました。この日本語版は、ICMによって作成されたものではありません。原文である英語版「Definition of Midwifery. Hague：国際助産師連盟；2025. ライセンス CC BY-NC-SA 4.0」が拘束力を持つ正式な版です。日本語版については、日本助産学会に帰属します。なお、ICMも同様の権利を持ちますが、ICMは日本語版の正確さについて責任を負いません。日本語版の転載引用等についてもCC BY-NC-SA 4.0が適用されます。転載引用等については、「適切な書誌表示（BY）」「非営利での利用（NC）」「CC BY-NC-SAのライセンスの継承（SA）」を守り、適切に二次利用してください。